

議員提出議案第4号

「歩きスマホ」の禁止に係る法整備に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和4年3月29日

墨田区議会議長

木内 清 様

提出者	墨田区議会議員	加藤 拓
	同	福田 はるみ
	同	坂井 ひであき
	同	たきざわ 正 宜
	同	藤 崎 こうき
	同	かんだ すなお
	同	樋口 敏 郎
	同	高橋 正 利
	同	おおこし 勝 広
	同	じんの 博 義
	同	はら つとむ
	同	山 下 ひろみ
	同	高 柳 東 彦
	同	堀 よしあき

「歩きスマホ」の禁止に係る法整備に関する意見書

スマートフォンや携帯電話は、通話機能に加え、インターネット、メール、ゲーム等を行うことができ、人々の生活に欠かすことができない便利な機能を持つものです。

その一方で、近年、自動車、自転車等を運転中の、いわゆる「ながらスマホ」による重大な交通事故等が発生したこと等に伴い、数回にわたり道路交通法が改正され、原則禁止、罰則の強化等の対応が図られるなど、「ながらスマホ」については、危険で迷惑な行為であるとの認識が高まっています。

しかしながら、スマートフォン等を操作しながら歩行する、いわゆる「歩きスマホ」については、未だに道路交通法をはじめとする法令による規制がなされていません。

東京消防庁の調査によると、平成27年から令和元年までの5年間で、歩きスマホ等に関連する救急搬送人員211人のうち、発生時動作別では、「歩きながらスマホを操作等していた」人が177人と、約8割を占めています。

また、令和3年7月には、都内で、「歩きスマホ」をしていたと思われる女性が踏切内で電車にはねられる等、現在も「歩きスマホ」に起因する事故等が発生しています。

さらには、本区をはじめとして複数の自治体で、「歩きスマホ」の防止、禁止等に関する条例が制定されており、全国的に「歩きスマホ」が危険な行為であるとの認識が広がっているものと考えられます。

政府は、平成28年1月20日付けで提出された「歩きスマホに関する質問主意書」に対し、「歩きスマホによる事故の発生状況等を踏まえつつ、慎重に検討すべきものとする」と回答をしており、これらの状況に鑑みますと、今が「歩きスマホ」を法的に規制する必要性について検討する時機にあります。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、道路交通法の改正等、「歩きスマホ」の法令による規制を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年3月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長 }
参議院議長 } あて
内閣総理大臣 }
国土交通大臣 }
国家公安委員会委員長 }